

## 役員報酬に関する規程

### (目的)

第1条この規程は、特定非営利活動法人あさひかわナースハーモニー（以下「この法人」という。）定款第18条に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条この法人の役員は、定款第12第1項に定める理事および監事とする。

### (報酬)

第3条この法人の役員には、役員総数の3分の1以内において報酬を支給することができる。報酬額は理事会の決議によって定める。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則当該役員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする

### (改廃)

第4条この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

### (補則)

第5条この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

### 附則

この規程は、令和7年11月10日から施行する。